林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書

番　　　　　号

年　　月　　日

 　　　　　　　　　　様

埼玉県知事

 　　　年　　月　　日付けで認定した林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を、下記のとおり取り消したので通知します。

　なお、この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、埼玉県を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

１　貸し付けている資金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 貸付決定日 | 貸付決定番号 | 貸付金額 |
| 　　　　年　　月　　日 |  |  　　　円 |

２　取消理由

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

(注)　融資機関からの貸付けの場合、当該融資機関へ本通知書の写しを送付すること。